

令和5年第13回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月5日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時15分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
17番 吉田 米治 18番 奥田 一成

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 西村 昌敏
主 事 山崎 智晴 主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について
- (6) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- (7) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

- (8) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について
- (9) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・その他

- (1) 提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する意見の聴取について
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定について
- (3) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (4) 令和5年度第5回地区協議会の日程について
- (5) 令和5年12月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第13回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。農業経営改善計画、安佐北区安佐地区、鈴木推進委員。青年等就農計画、安佐北区高陽地区、古河推進委員。よろしく願いいたします。

本日の欠席はありません。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。17番、吉田委員、18番、奥田委員です。よろしく願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、議案番号の13番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定がありますので、はじめに議案番号13番を除く15件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請のうち、議案番号13番を除く15件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番は、隣接する農地との境界が直線となるように整理するため、一部を譲り受け、又は一部を議案の43ページ17番の5条届出のとおり譲渡したものです。

2番から4番、7番から11番、14番及び16番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。このうち、8番、9番は活力生が住宅を建設する際に、隣接する農地を譲り受けるもので、今後農地改良を行った後に果樹を栽培する計画となっています。10番は、申請地の一部に倉庫があり、議案の7ページ、議案第3号議案番号5番の農地法第5条許可と併せて所有権移転するものです。

5番、6番は農事組合法人構成員間で譲渡するために申請するものです。

12番は、住宅に隣接する農地を一緒に取得し、新規就農するものです。ブロッコリー、キャベツ等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

15番は、申請地を取得し、新規就農するものです。申請地付近の古民家を改装し生活の拠点を得て、エダマメ、ナス、ネギ等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。これらの案件は、総会で承認されまますと、農業委員会

の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号のうち議案番号13番を除く15件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、2番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口です。1番の案件ですが、境界整理のために、別に問題ないと思います。

2番の案件ですが、経営規模拡大のために、適正に管理されています。問題ないと思います。

議 長

3番は私ですので説明します。11月16日に、私と溝口委員、事務局職員と現地調査を行いました。この案件は、譲受人が以前からボランティアで申請地の草刈り等をしていました。譲渡人が高齢のため譲渡したいとのことで、経営規模拡大のために取得するもので、問題ないと思います。

4番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。11月20日に事務局の方2人と現地を確認しました。この4番の案件は、譲受人宅の周囲に休耕田となっている申請地があり、譲渡人が高齢のため譲渡したいということで、問題はないと思います。

議 長

5番から7番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。5番から7番は11月23日に現地調査を行いました。5番、6番の申請地は中間管理機構を通して農事組合法人が借り受けて耕作をしているほ場です。譲渡人は、5番、6番とも遠隔地に居住しており、自己管理が困難となり、譲渡するものです。譲受人は、同法人の組合員で自宅から近く、管理を引き継ぐ意向です。本件、許可申請については、特に問題ありません。

7番は譲渡人が高齢となり、耕作が困難となったため、申請地に自宅が隣接する譲受人が経営規模拡大のために譲り受けるものです。申請地は、適正に管理されており、本件許可申請について問題はないと思います。

議 長

8番から10番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。8番から10番は、令和5年11月17日に岩重委員と事務局2名とで現地調査を行いました。

8番、9番は活力生が経営規模拡大のため、申請地を取得する案件です。申請地は主要地方道に面しており、両申請地とも適正に管理されていました。この申請につきまして、異議はありません。

続きまして、10番も経営規模拡大のため、申請地を取得する案件です。申請地は、ウメ、カキ、イチジクが植えてありました。適正に管理されており、異議ありません。

議 長

11番、谷口委員。

谷口委員

13番の谷口です。11番の申請地は譲受人のご実家近くであり、また現在耕作されている譲受人の農地に隣接する農地にあたります。現地はきれいに管理されており、問題ないと思います。11月17日に船木委員、事務局とで現地調査を行っております。

議 長

12番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。12番について、11月17日に谷口委員、事務局職員で現地調査を行いました。これは中古住宅と一緒に取得するもので、申請地は隣接しております。すでに野菜が栽培されており、問題はありません。

議 長

14番、15番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。14番の案件は、先月11月20日に事務局2名と児玉委員にて現地調査を行いました。申請面積は狭小ですが、農地として有効活用されることから異議はありません。

次の15番は、前件同様11月20日に現地調査を行いました。譲受人は、広島市〇〇区在住ですが、申請地付近にも住居をかまえて兼業農家を目指すとのことで、異議ありません。

議 長

16番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。去る11月20日、奥田委員と事務局2名と現地調査しました。この土地は、譲受人農地の隣地であり、経営規模拡大するため購入するものです。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、13番を除く15件を許可することに決定します。

続いて、議案第1号、議案番号13番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、議案番号13番について事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の議案番号13番について説明します。議案の4ページをご覧ください。

13番は、申請地を取得し、新規就農するものです。イチジク、カキを栽培する旨の営農計画が添付されており、申請地のほかに呉市にも小規模な果樹園を所有し、果樹の栽培経験があるとのことでした。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。本件は、総会で承認されまますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案番号13番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。13番、河野委員。

河野委員

15番の河野です。13番の案件について説明します。11月16日に山本委員、事務局職員とで現地調査を行いました。ここは現在野菜等を作付けされ、管理されていました。問題ないと思います。

議長

それでは、その他ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、議案第1号の13番を許可することに決定します。
〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議長

〇〇委員、議案第1号の議案番号13番について許可することと決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を、駐車場・貸資材置場として利用するものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。申請地の一部分が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

2番は、農地改良を目的とした一時転用事案です。埋め土により、農地の利便性を向上させ、工事完了後は畑として果樹の作付けを行うものです。一時転用期間は令和

6年5月30日までとなっています。本案件は、先月の総会で農地法第5条許可申請として上程されましたが、その後広島県常設審議委員会の事務局より、適用条項は第5条ではなく、第4条であるとの指摘があったことから、第5条許可申請を取り下げ、第4条許可で再申請されたもので、転用内容について変更はありません。申請地は、農用地区域内の農地ですが、審査基準により、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」に該当し、不許可の例外に該当するものと思われる。

1番は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

2番は、本総会で承認されますと、12月18日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得た上で、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。事務局2名は11月16日に現地確認して、私は後日11月20日に現地確認しました。申請人は、貸農園をされており、その駐車場にするために、今回申請が出ております。既に一部駐車場となっていますが、始末書も出ており、また、周りに影響することもなく、問題ないと思います。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。2番の案件について説明します。現地確認は10月17日に事務局職員2名と行っております。この度4条での申請になったことから、改めて12月1日に私一人で現地の確認を行いました。現地は管理がされており、周辺農地へも影響がないと思われ、この一時転用は問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

沼田委員

ちょっと教えてください。2番の案件は一時転用しないといけないのですか。農地を改良するだけではないのですか。

事務局（平木主幹）

農地改良している間は農地として使えませんので、一時転用となります。

沼田委員

工事期間が、農地転用の期間になるということですか。

事務局（平木主幹）

そうです。

沼田委員

はい。分かりました。

議 長

その他意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、2番を除く1件を許可することに決定いたします。

また、2番は常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について12件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の12件について、説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

1番及び2番は、山林への転用事案で、不動産業を営む法人が申請地を譲り受け、桜・モミジ等の植樹を行うものです。

3番は、雑種地への転用事案で、譲受人が令和4年6月7日付けで農地法第5条許可を受け進入路、調整池等に利用している申請地を賃借権設定から所有権移転に、一部転用から全部転用に変更し、残地部分を調整池管理用資材置場として利用しようとするものです。

4番は、雑種地への一時転用事案で、譲受人が令和4年3月4日付けで農地法第5条許可を受けて借り受け、イチゴ観光農園の駐車場として利用している土地につき、一部が河川改修工事の仮設道路として利用されるため、不足する駐車スペースにつき、隣接地である申請地を借り受け、同目的で利用しようとするものです。転用期間は許可後から令和7年12月1日までとなっていま

す。

5番は、1筆の中に、既設の農業用倉庫が存在する申請地を譲り受けるもので、農業用倉庫の部分については本申請で、農地の部分については議案4ページの議案番号10番に記載しています、農地法第3条許可で申請のあったものです。

6番及び8番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

7番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、6番の太陽光発電設備の資材搬入通路として利用しようとするものです。転用期間は許可後から令和6年3月31日までとなっています。

9番は、雑種地への転用事案で、申請地を隣接する宅地及び畑と共に譲り受け、住宅の駐車場及び資材置場として利用するものです。畑については議案4ページの議案番号12番に記載しています、農地法第3条許可で申請のあったものです。

10番から12番は、雑種地への転用事案で、不動産取扱業及び車両取扱業を営む法人が申請地を譲り受け又は借り受け、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

4番を除く申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。なお、4番の申請地は、農用地区域内農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものと思われま

す。また、5番の案件は、農用地区域内農地ですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年10月6日付けでされており、転用部分につき、農業用施設用地に用途区分が変更されたことを確認しています。

よって、農地法第5条第2項ただし書き「第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものと思われま

す。さらに、9番の案件は、農用地区域内農地でありましたが、農振法に基づく第12条公告が本年8月31日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

本案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には顛末書を添付させています。

1番、2番の案件についても、申請地が既に転用目的の用に供されているた

め、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするものですが、当該申請地一帯を造成し、山林の現況とした法人は解散しているため、譲受人が協賛する住民グループが当該丘陵地に桜・モミジの苗木を植樹する活動については、始末書の添付を求めています。

4番を除く11件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番は、農用地区域内かつ第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、12月18日月曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得た上で、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番から3番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。1番、2番につきましては、譲受人が申請地一帯を桜、モミジを植樹して、広島市で有数の観光地にするということで町内に説明し、町内の皆さんも賛同している状況です。現況は既に植樹し、山林となっていますが、問題ないと思います。

3番は、賃借していた土地を取得し、部分転用から全部転用に変更するものです。問題ないと思います。

議 長

4番、5番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。4番は、令和5年11月17日に、事務局職員2名と現地調査をしました。この申請は、イチゴ観光農園の来客用駐車場が、河川改修工事の仮設道となり手狭になることから、一時転用するものです。周囲の耕作に影響なく異議はありません。

5番は、農振除外で令和5年9月20日に事務局職員2名と現地調査しております。農地の一部を農業用倉庫にする案件です。周辺農地にも影響がなく、問題ないと思います。

議 長

6番、7番、沼田委員。

沼田委員

12番の沼田です。6番、7番について説明します。11月17日に事務局職員2名とで現地調査をしました。近隣に農地はなく、問題はないと思います。

議 長

8番、9番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。8番、9番は、令和5年11月17日に谷口委員、事務局職員2名と現地調査を行ったものです。8番について、譲渡人は、耕作困難なため、譲受人に売却し、太陽光パネルを設置するものです。問題ないと思います。

9番について、農振農用地除外済み案件で、相続の前から駐車場として貸していたもので、顛末書も提出されており、問題ないと思います。

議 長

10番から12番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。11月18日に児玉委員、事務局の方と現地調査を行いました。申請地を駐車場、資材置場として利用しようとするもので、現地は保全管理されていました。周囲には影響がなく、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4番を除く11件を許可することに決定いたします。

また、4番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。11月16日に事務局職員の方と現地を調査しました。全ての農地において適切に水稲、野菜、果樹を作っておられました。問題はないと思います。

議長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について説明します。

買受適格証明は、裁判所の競売や、税務署等の公売に参加するときに必要となるもので、農地を取得できない者が落札候補者になるのを未然に防ぐため、農地法の規定による許可の見込みがないと、競売・公売に参加することができないというものです。この買受適格証明の審査は、農地法第3条許可、第5条許可・届出の申請と同一の審査が必要であるとされております。

それでは、議案の11ページをご覧ください。この案件は令和5年12月14日、本市において実施される農地を含む不動産の売却に係る入札に参加するため、農地法第5条許可関係の証明申請があったものです。本件は、申請人が申請地を取得し、資材置場として利用するため、公売に参加しようとするものです。

申請地は、転用取得であり、先ほど説明しました農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。今後、入札の結果、申請人が落札候補者となった場合には、農地法第5条の許可申請をすることになりますが、買受適格証明申請の内容と異なる場合を除き、事務処理の迅速化を図るため、過去の事例と同様に、事務局次長が専決処理を行い、許可することにしたいと思っております。この事務局次長の専決処理について、広島市農業委員会事務局規程第8条において、「特別な事由がある場合は、事前に総会の承認を経て、その事項について専決することができる。」と規定されており、事務局次長の専決処理についても、合わせてご承認いただきたいと思います。なお、この許可については、直近の総会において報告させていただきます。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。この案件は、10月18日に事務局の方と現地調査しております。申請人は現況のまま資材置場として使用するというので、買受適格者として問題はないと思っております。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、買受適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

また、証明書交付後、落札候補者が、証明の内容どおりの5条許可申請を提出した場合には、事務処理の迅速化を図るため、事務局次長が専決処理を行い、許可することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、そのように決定します。

続きまして、議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について23件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。本件につきましては、議案の12ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。

変更内容は、議案に記載しているとおりで、今回、ご審議いただくのは、令和5年8月末までに土地利用計画変更申出書が提出されたものです。農地法第4条許可申請予定の案件が1件、農地法第5条許可申請予定の案件が16件、非農地証明に係る案件が4件、非農地通知に係る案件が2件、合計23件、59筆を農用地区域から除外しようとするものです。また、農用地区域へ編入するものではありません。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第4条・5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の20ページから24ページ、農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料のとおりです。

審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第4条（5条）許可申請予定の○番」と記載しております。

なお、農用地区域から除外する案件では、農地法第5条許可申請予定件数を16件と説明しましたが、各々の土地所有者が異なっており、申請単位では3件が9件となるため、ここでは22件となっています。

農地法第4条・5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、広島県との事前協議、農業委員会の意見聴取の後、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年12月下旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の20ページから24ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「1. 農地法第4条許可申請予定のもの」の1番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

最初に農地法第4条許可申請予定のものについて、1番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請者は、現在居住している住宅が古くなり、修理に多額の費用を要するため、隣接する申請地を宅地に転用し、夫妻二人で居住するための木造平屋建ての住宅を新築しようとするものです。周辺農地への影響もなく、特に問題はないと思います。

議 長

続いて農地法第5条許可申請予定のものについて、1番、2番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。1番は、譲渡人が遠隔地に居住しており、耕作困難となり、現在は休耕地となっています。譲受人は建設業者で事業規模拡大に伴い、駐車場、資材置場、作業員の休憩所を設置しようとするものです。周辺農地への営農上の支障はなく、土地改良事業も実施されていないことから、特に問題はないものと思います。

2番の申請地は、譲渡人は近隣に居住しているものの、長年休耕地となっています。譲受人は、申請地近くの会社の代表者です。当該法人の倉庫が手狭になったため、小規模の倉庫を連結し、紙類や製品、備品等の倉庫として利用しようとするものです。本件については、周辺農地の営農上の支障はなく、また、土地改良事業も実施されていないことから、特に問題はないと思います。

議 長

3番から8番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。3番から8番について説明します。現地確認は、令和5年9月20日に事務局職員2名と行いました。3番から8番の申請地は、狭小地や段差のある農地で、中には耕作されている農地もありましたが、3番から8番の譲渡人は、この先耕作の予定はなく、また、高齢のため今後耕作が困難になり、管理ができないので、太陽光発電の用地として売却するものです。周辺農地にも影響はなく、問題はないと思います。

議 長

9番から16番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。9番、10番は、令和5年9月20日に事務局職員2名と現地の調査をしました。

9番は、太陽光発電設備の用地として、所有権移転する案件です。申請地は保全管理されており、日照条件も良く、耕作するにも最適な農地ですが、譲渡人は耕作する予定もなく後継者もないことから、土地の有効利用を考え、太陽光発電用地とするものです。周辺にも太陽光パネルが4、5か所設置されており、この度の設置による耕作への影響もないと思います。異議はありません。

10番は、譲受人は活力生で就農した近くの当該申請地に自分の住宅及び農業用施設と自動車の車庫を建設する案件です。現在賃貸住宅に住んでいますが、お子様が生まれ、手狭となったため申請地を購入し、定住を予定されています。申請地は道路に面し、日当たりも良く、便利の良いところです。新築することによる近隣の営農への影響はなく、異議はありません。

11番から15番は、令和5年8月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。11番から15番は譲受人が農地を取得し、事務所、駐車場、仮設ハウス置き場として利用する案件です。

11番は昨年まで耕作されていましたが、管理もできず、後継者がいません。

12番は、長年耕作されておらず、雑草が生えておりました。

13番は、保全管理はされていましたが、後継者がいません。

14、15番は、以前は災害復旧工事の残土がありましたが、一昨日現地を見に行くと、残土はきれいに撤去され、原状復帰されておりました。

16番は、令和5年9月20日に事務局職員2名と現地の調査を行いました。申請地は保全管理されておりました。譲受人が所有権を移転し、駐車場にする案件です。耕作には影響もなく、異議はありません。

議 長

17番、18番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。17番及び18番について説明します。本年9月19日に私と事務局職員2名とで現地調査をしました。

17番の申請地は、農地として管理されており、児童福祉施設1棟を建設するため、申請地を売買するものです。周辺農地等に被害を与えることもなく、排水にも問題がないと思われるため、除外は問題ありません。

次に18番について説明します。申請地は平成30年の水害のため、農地が

流出し、休耕地となっています。譲受人が隣接する土地に工場を建設するにあたり、駐車場のスペースが必要となり、申請地を買収し、工場の駐車場として利用するものです。周辺農地等には被害は生じないと思われ、排水に問題ないと判断し、除外は問題ありません。

議 長

19番から22番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。19番から22番は、去る9月21日に事務局2名と現地調査を行いました。奥田委員も同行でした。19番、20番は市境に近い場所で、傾斜地で休耕、荒廃していました。周囲の状況から耕作再開は困難であると拝見しました。よって、土地利用変更には異論ありません。

次の21番は、JR廃線敷を改良した道路に面した場所で、転用事由のとおり有効活用されることに異論ありません。

22番は、高齢化した集落にあり、周辺農地にも支障を及ぼす恐れもなく、休耕地を活用される転用計画に異論ありません。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の23件を、意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和5年11月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進

法の基本要綱に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の25ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで。申請の詳細については26ページから32ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、施設葉物野菜を中心に栽培しています。今後は、果菜類の比率を増やすことで、調整作業に係る人件費を抑制するとともに、栽培技術の向上に努め、収量増を目指します。また、需要のあるブルーベリーの栽培を始め、売り上げを伸ばします。バラ出荷できる取引先を増やすことで、出荷資材や人件費の削減を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得514万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。1番、鈴木推進委員。

鈴木推進委員

安佐北区小河内地区を担当しております農地利用最適化推進委員の鈴木です。1番の申請者について説明します。12月1日に谷口農業委員と共に、申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。

就農時期は2018年4月です。経営は、母、姉との3人で、いわゆる家族経営です。現在のところ、経営規模拡大の予定はないそうです。現在ハウス内で年間を通じてミズナを栽培し、季節的にミニトマト、キュウリ、ピーマン、ナス、白ネギ、ハクサイ、ダイコンを栽培しておられます。出荷は、スーパーの〇〇にしていますが、△△にも出荷しているということです。今後の展開として、現在ブルーベリーを120本植えているが、今年80本植えて200本にし、あと2年で5年経過するので出荷可能になるそうです。要望事項として、資材の高騰には苦慮しています。コマツナは価格補償があるが、ミズナは無いので、出来れば補填していただきたい。諸物価が高騰しているので、私のところを含めて、地区全体の地代を少しでも値下げしてもらえないだろうかと言われていました。また、ビニールハウスはリース物件なので、ビニール等の張替えは自己負担ではなく出来ればJAで負担していただきたいと要望事項も併せて申し上げます。この申請者につきましては、地元としても応援しており、今後も応援していきたいと思っています。この経営計画の更新につ

いては問題ありません。

議 長

鈴木推進委員からご意見をいただきました。谷口委員からも意見があればお願いします。

谷口委員

13番の谷口です。鈴木推進委員に全て言っていただきましたので、特にございません。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

議案第8号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和5年11月15日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

それでは、議案の33ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりで。申請の詳細については、別冊1をご覧ください

い。

1番の申請者は、現在、きのこ種菌取扱業者の指導により菌床しいたけを栽培しています。今後は、栽培技術の向上及び規模拡大による増収・増益を図るとともに、加工品事業、乾燥しいたけに挑戦し、新たな経営の柱とすることにより、年間の労働時間2,000時間、農業所得380万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、古河推進委員。

古河推進委員

安佐北区高陽町の推進委員、古河です。よろしくお願ひします。

1番の申請者について、11月27日に佐藤委員と農園を訪問し、お話を伺いました。申請者は、キノコ栽培の会社で栽培のノウハウや管理などを学び、技術習得をしました。それまでは、福祉施設で働いていたのですが、ある程度技術を習得したことで令和5年7月から個人で経営していると伺いました。従業員ですが、障害者就労支援施設の労働力を活用して、シイタケ栽培に必要な栽培技術向上、人材育成を行い、収量が安定したうえで始められました。今後、技術向上、人材育成を継続することによって、ビニールハウスを増築し、空調設備などの機械導入をすすめ、生産の安定化及び生産量増加による所得向上を目指すということです。現在障害者の方が5人、月曜日から金曜日、10時から16時まで作業されております。JAの直販、元気市、スーパー等に菌床シイタケを販売します。その菌床がひとつ大体300円ですが、年4回入れ替えてやっている。現在ビニールハウスが3棟あり、100㎡が2棟、50㎡が1棟あります。今後とも地元としても応援していきたいと思ひます。新規の認定には申し分ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

古河推進委員からご意見をいただきました。佐藤委員からも意見があればお願ひします。

佐藤委員

10番の佐藤です。先ほど古河委員さんから言っていたように、問題はないと私も思ひます。今回見させてもらって、省力化とか作業の効率を求めない、要するに障害者の雇用を守るためにあえて手作業を確保するという発想が、今までの私たち農業者からすると新たな視点というか、そういうことも必要かな、ということを感じさせてもらいました。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断についてについて、1, 341件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の概要については、34ページから36ページをご覧ください。詳細については、別冊2をご覧ください。今回、1番から42番で上程している合計1, 341筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、笹、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長

議案第9号について事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、2番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。1番、2番につきまして、9月27日に川崎推進委員と現地を確認し、原野であることを確認しております。

議 長

3番から13番は私ですので、
6月20日から7月22日まで武内推進委員と現地を調査した結果、3番から13番までの64件は原野であると確認しました。

14番から17番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。令和5年7月13、15、16日に14、15、16番の農地について生田推進委員と、17番は同年8月22日に下中推進委員と農地の調査を行いました。その結果、山林、原野であることをご報告いたします。

議 長

18番から20番、下谷委員。

下谷委員

9番の下谷です。18、19、20番について、9月29日、30日に丸岡推進委員と現地調査をしました。38筆、7,715.28㎡が山林、原野であったことを報告します。

議 長

21番、22番、高畠委員。

高畠委員

11番の高畠です。9月12日に下土井推進委員と同行し、21番、22番と確認しました。山林、原野に間違いありませんでした。

議 長

23番から25番、谷口委員。

谷口委員

13番の谷口です。5月26日に野平推進委員と共に現地を調査、確認しております。いずれも雑木等が生えており、山林、及び原野であったことを報告します。

議 長

26番から31番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。26番から31番について説明します。本年6月20日及び23日に今岡推進委員と現地調査しました。その結果、筆数159筆、所有者数93人、現況は山林及び原野であったことを報告します。

議 長

32番から38番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。9月28日から30日、10月6日から8日、川本推進委員と現地調査しまして、山林及び原野であることを確認しました。

議 長

39番から42番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。去る10月23、24、25日、11月1、2日、件数にして268件、川本推進委員と現地確認し、山林及び原野でありました。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第9号の1、341件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、77件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、37ページから39ページの18件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、40ページから46ページの39件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、47ページ、48ページの7件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、49ページ、50ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消、51ページの1件及び報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、52ページの2件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、その他の議題に入ります。

議案第10号、提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する意見の聴取について、上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（西村主事）

議案第10号、提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する意見書の聴取について説明します。本日配付しています、左上に「議案第10号」と書かれた資料をご覧ください。

令和5年11月10日付けで審理員から通知のあったこのことについて、1ページから26ページのとおり提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する意見書を作成しています。2ページから20ページのマーカーをしている部分が広島市情報公開条例第7条第1項各号に定める不開示情報と思われます。

提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する意見書の提出について、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で意見書及び、不開示情報を黒くマスキングした「許可申請書 一式」、「申請地番等変更申立書」1部を審理員へ送付することとなります。

以上で議案番号10番の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、議案第10号については、この内容としてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

それでは、案のとおり審査庁へ提出することとします。

続きまして、11月30日に開催された全国農業委員会会長代表者集會に己斐会長職務代理者が出席されましたので、報告をお願いしたいと思います。

己斐会長職務代理者

先月、11月30日から東京の文京シビックホールに於きまして、全国農業委員会会長代表者集會が開かれまして、それに出席させていただきました。皆さんのお手元に資料がありますが、それを踏まえまして、班に分かれまして、広島県選出衆参国會議員16名の先生の議員室に赴きまして、要請書をお渡ししております。要請書の詳細につきましては、時間の都合もありますので省略しますが、お帰りなり、一読していただければと思います。以上ご報告申し上げます。

議 長

ありがとうございました。それでは引き続き、事務局から報告をお願いします。

事務局（山崎主事）

生産緑地地区の都市計画決定について、説明します。配付資料の1ページ、資料1をご覧ください。これは、昨年の総会でもご説明しました、生産緑地地区の指定に係る事務の流れです。農家からの申請を受け、案の作成、縦覧等の手続きを経て、11月29日に都市計画審議会承認され、今月中旬に都市計画決定告示がされる見込みです。指定された一覧は次ページのとおりです。今年度指定された地区は3地区、面積は約0.3haとなっています。参考に、昨年度の指定は9地区、面積は約1.7haでした。なお、この一覧表は今後事務を推進していくうえで必要であることから、委員の皆様にお配りするものですが、個人に関する情報が含まれていますので、取扱いには十分注意していただくようお願いいたします。推進委員には、1月の地区協議会配付することとしています。

続きまして、広島市農業委員会研修会の開催について説明します。3ペー

ジ、資料2をご覧ください。令和6年1月5日金曜日、総会終了後に東区役所5階講堂で開催します。また、研修会終了後広島ガーデンパレスにて懇親会を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和5年度第5回地区協議会について説明します。4ページ、資料3をご覧ください。下の表のとおり、1月9日火曜日から1月22日月曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和5年12月の現地調査日程について説明いたします。5ページ、資料4をご覧ください。今月の受付締切日は15日金曜日です。現地調査は、18日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、19日火曜日については、推進委員選考委員会の日程の関係で、安佐北区の行程が午前と午後の地区を入れ替えております。午前に白木・高陽地区、午後を可部・安佐地区としています。20日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請などの状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日机に来年の農業委員会手帳を配付しております。お持ち帰りください。よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第13回総会を終了します。次回の総会は、令和6年1月5日金曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、総会終了後は研修会が同じ建物の5階講堂でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたりまして、お疲れ様でした。12月7日、隣の文化センターに於きまして、農業委員会、推進委員、ブロック研修がありますので、お時間の許される方はぜひご出席をお願いしたいと思います。本日の総会はこれで終わります。ご苦勞でございました。